

令和6年度高根沢町一斉野しば焼き実施要領

【高根沢町農作物広域共同防除事業協議会】

第1 目 的

農用地及びその周辺地区を対象として、全町一斉に雑草の焼却を行うことにより、農作物の安定生産と生活環境の保全及び越冬病虫害の防除に資する。

第2 実施方法

全町一斉野しば焼きは、「高根沢町火入れに関する条例（昭和59年高根沢町条例第17号）」を遵守するほか、この要領の定めに従って実施するものとする。

第3 実施体制

各集落の農事組合が実施主体となり、農事組合長の指揮監督のもとに関係者が一致協力して実施する。また、的確な焼却と事故防止を図るため、作業班を数人で編成し、責任者を定めて作業に当たる。

第4 指導体制の整備

事務局を水田農業確立対策室において円滑な推進を図るほか、実施時には、消防団・塩谷広域行政組合高根沢消防署・高根沢交番・町内駐在所及び農業関係機関団体の協力を得て、事故防止等の指導警戒態勢を整備する。

第5 実施日時

- 1 実施日は、令和7(2025)年1月19日(日)とする。
【予備日：1月26日(日)・2月2日(日)】
- 2 実施の有無は、当日関係機関等と協議のうえ、午前8時30分までに決定し、町防災無線で放送する。
- 3 予備日も雨天等により実施できないときは、各農事組合にて実施する。
- 4 実施する時間は午前9時00分から午後2時30分までとする。

第6 実施場所

高根沢町内全域の田畑畦畔等

但し、市街化区域、JR東北本線、山林、河川敷は除く。

第7 実施上の注意事項

- 1 実施日時は必ず厳守してください。定められた日以外に焼却すると危険であり、火入れ条例に違反します。
- 2 地元消防団と十分協議して、非常体制を整えてから実施してください。
- 3 強風などにより、延焼の恐れがあるときは実施しないでください。
- 4 家屋やハウス等の付近・山林・原野の隣接地などの危険が伴う箇所は、事前に消防団に連絡し、団員の指示あるいは立ち会いのもと実施してください。
- 5 道路沿い等で実施するときは、道路標識等の付帯設備に類焼しないように万全の注意を払い、一定の長さに区切り、片側ずつ実施してください。
- 6 鉄道沿線は、鉄道標識等に類焼しないように万全の注意を払ってください。また、実施前に風向き、風速を確認し、線路に煙が流れ込み列車の運行を妨げる可能性がある場合は、実施しないでください。
- 7 現場を離れるときは、完全に消火するとともに残りの火の有無を必ず確認してください。
- 8 河川敷およびその周辺区域においての火入れ作業は一切禁止となります。

第8 完了報告

農事組合長は管内の状況を確認し、焼却が完了したときは必ず本部事務局へ電話にて完了の報告をしてください。

(当日は、役場庁舎内産業課に本部を設置します。TEL：675 - 8104)